

議題3 村上市地域公共交通計画の変更

1 地域公共交通計画への記載

利便増進計画の作成に当たっては、地域公共交通計画において、利便増進事業に関する事項を定める必要があります（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の16①）

図 村上市地域公共交通計画変更例

6.2 施策・事業の内容

施策1. バス路線の維持	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスは、運行欠損額を行政が負担しており、令和元年度の本市の生活交通確保対策補助金額は約1.73億円となっています。本市の公共交通の軸である路線バスを持続可能なものとするため、効率的な運行内容への見直しや、利用促進が必要です。 ○一部の路線バスでは、のりあいタクシーと運行が重複している区間があります。 ○令和2年12月に村上総合病院が村上駅の東側から西側へ移転したことに伴い、路線バス等の運行ルートを変更したため、路線の重複区間が長くなりました。
事業内容	<p>■事業1-1. 路線バスの運行効率化 ※利便増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの各系統及びのりあいタクシーとの重複路線においては、系統の統廃合や運行時刻の見直しなど運行の効率化を検討します。 ○令和2年12月の村上総合病院の移転に伴う経路変更後の利用状況を踏まえて、村上総合病院を経由する便数、時間帯等の見直しを検討し、運行効率化を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）等を活用しながら維持を図ります。 <p>■事業1-2. せなみ巡回バスの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○せなみ巡回バスの運行経路やダイヤの見直しにより、瀬波地区における村上総合病院等への通院目的の移動ニーズに対応します。 ○瀬波・山辺里地区ののりあいタクシーとの運行地域の重複解消（運行内容：運行時間帯、運行経路、運賃、運行頻度）による棲み分けを整理、役割分担の明確化により効率的な公共交通網を形成します。 <p>■事業1-3. 学生や高齢者の運賃割引等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの利用促進を図るため、学生を対象とした運賃割引の実施を検討します。 ○高齢者の免許返納と公共交通利用の促進のため、高齢者を対象とする運賃割引の導入を検討します。

修正例